

第7章 介護保険事業

(介護保険事業計画部分素案)

1 介護保険事業に関する国の動きと市の考え方

(1) 基本的な考え方

国は平成18年4月の介護保険制度の改正に伴い、平成18年度からの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、いわゆる団塊の世代が高齢期に移行する平成27年(2015年)の高齢社会の姿を念頭に、平成26年度までの整備目標を定め、長期的な視点に立って高齢者福祉施策を進めています。

介護保険制度は施行後10年が経過し、サービス利用者が大幅に増加するなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着している一方、今後の急速な高齢化の進展に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっています。

今後も高齢化が進展し、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、国は第5期計画に向けて、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活を送れるよう、介護サービスをはじめ、訪問診療や訪問看護などの医療、要介護状態にならないための予防、見守り・配食・緊急時対応といった生活支援サービス、住まいを含めた多様なサービスを包括して提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指すことになりました。また、国においては重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる「複合型サービス」が創設されます。

府中市では、こうした国の動きに的確に対応するとともに、市民の意見をつねにさまざまな手段で把握し、また市民の理解が得られるよう説明をしていきます。さらに、その折々の経済情勢なども勘案し、市民の立場に立った制度運営が実現できるよう努力をしていきます。

2 介護保険のしくみ

(1) 介護保険制度

介護保険は、市区町村が保険者となり、40歳以上の被保険者が介護保険料を負担します。また、日常生活の支援や介護が必要と認定された場合は、被保険者等が費用の一部（利用料）を負担し、地域包括支援センターやサービス提供機関等の各サービスを利用する等、社会全体が支え合う制度です。

(2) 制度を支えるしくみと役割

① 保険者

原則として、住んでいる市区町村が保険者となり、介護保険料の徴収や要介護認定等を行い、介護サービスの整備や確保等、制度を運営します。

② 被保険者

65歳以上の第1号被保険者は、年金からの差し引きや個別に介護保険料を納めます。

40歳以上65歳未満の第2号被保険者は、医療保険から介護保険料が差し引かれ、社会保険診療報酬支払基金が保険者に納めます。

日常生活の支援や介護が必要となり、認定を受けた場合には、介護保険のサービスを利用することができます。（第2号被保険者は、介護保険の特定疾病に該当している場合に、サービスが利用できます）

③ 地域包括支援センター

地域の総合的な相談の拠点として設置されています。被保険者が日常生活の支援や介護が必要となった場合の相談や認定の申請代行、要支援認定者への介護予防のマネジメント等を行います。また、介護予防事業や権利擁護事業、ケアマネージャーへの支援等も行います。

④ サービス提供機関

指定を受けた社会福祉法人や医療法人、民間企業、非営利組織等によりケアマネージャーやヘルパー等が在宅サービスや施設サービスを提供します。

(3) 介護保険料

40歳以上の被保険者が納める介護保険料は、国や自治体の負担金や被保険者等が負担する利用料と合わせて、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。財源の負担割合は次のとおりです。

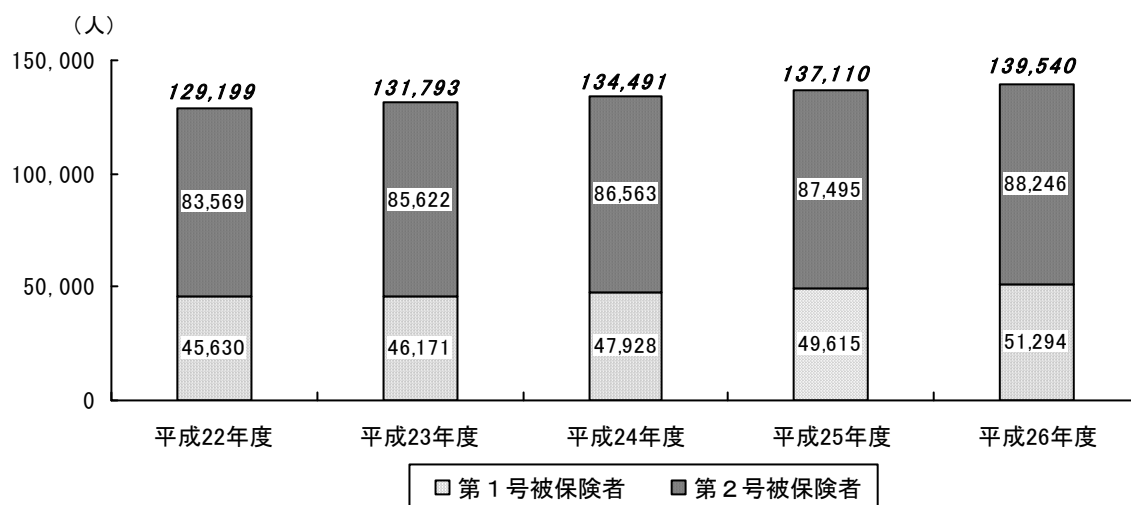
※ここに円グラフが入ります。

3 介護保険サービスの見込み

(1) 被保険者数及び要介護・要支援認定者数の見込み

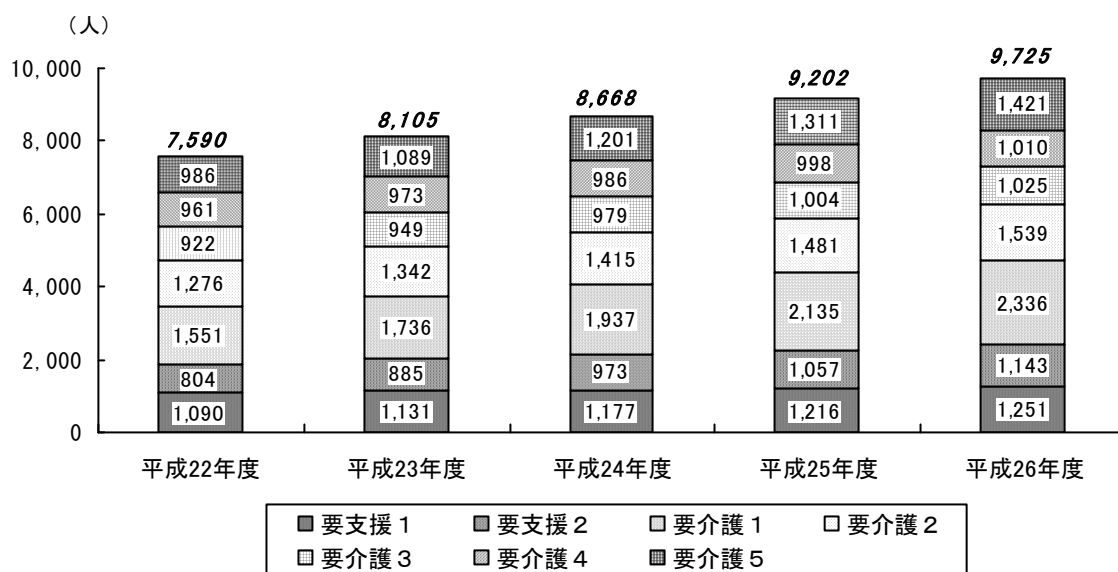
高齢化の進展に伴い、第1号被保険者数も増加し、平成26年度には5万人を超え51,294人になると見込まれます。また、要介護（要支援）認定者数は、平成25年度に9千人を超え、目標年次である平成26年度には9,725人と、さらなる増加が見込まれます。

■被保険者数の見込み



(注) 平成22年度は実績であり、平成23年度以降は見込みである。

■要介護・要支援認定者数（第2号被保険者を含む）の見込み



(注) 平成22年度は実績であり、平成23年度以降は見込みである。

(2) 介護保険サービスの見込み量

『第4期計画』におけるサービスの利用状況や給付費の実績をもとに、新たな施設整備も踏まえサービス種別ごとの利用量と給付費を推計しました。

① サービス種別ごとの量の見込み

<介護予防サービス>

	(年間推計値)		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	7,604 人	8,183 人	8,761 人
介護予防訪問入浴介護	49 回	49 回	50 回
介護予防訪問看護	2,100 回	2,202 回	2,304 回
介護予防訪問リハビリテーション	1,203 回	1,254 回	1,305 回
介護予防居宅療養管理指導	747 人	846 人	959 人
介護予防通所介護	4,280 人	4,563 人	4,847 人
介護予防通所リハビリテーション	1,665 人	1,781 人	1,898 人
介護予防短期入所生活介護	274 日	278 日	282 日
介護予防短期入所療養介護	256 日	260 日	263 日
介護予防特定施設入居者生活介護	748 人	814 人	880 人
介護予防福祉用具貸与	2,946 人	3,097 人	3,247 人
特定介護予防福祉用具販売	156 人	180 人	207 人
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	82 回	96 回	112 回
介護予防小規模多機能型居宅介護	13 人	13 人	13 人
介護予防認知症対応型共同生活介護	1 人	1 人	1 人
住宅改修	282 人	324 人	373 人
介護予防支援	12,884 人	13,720 人	14,556 人

<介護サービス>

	(年間推計値)		
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス			
訪問介護	333,962 回	358,391 回	382,819 回
訪問入浴介護	15,976 回	18,231 回	20,485 回
訪問看護	42,673 回	46,592 回	50,511 回
訪問リハビリテーション	7,980 回	8,257 回	8,533 回
居宅療養管理指導	10,819 人	11,571 人	12,322 人
通所介護	151,032 回	159,768 回	168,504 回
通所リハビリテーション	64,218 回	67,393 回	70,567 回
短期入所生活介護	34,634 日	36,058 日	37,482 日
短期入所療養介護	14,046 日	14,718 日	15,390 日
特定施設入居者生活介護	5,672 人	6,053 人	6,470 人
福祉用具貸与	23,492 人	24,869 人	26,245 人
特定福祉用具販売	664 人	763 人	878 人
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 人	12 人	12 人
夜間対応型訪問介護	980 人	1,055 人	1,129 人
認知症対応型通所介護	14,277 回	14,520 回	14,763 回
小規模多機能型居宅介護	256 人	272 人	289 人
認知症対応型共同生活介護	1,632 人	1,902 人	2,196 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 人	0 人	0 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	240 人	504 人	504 人
複合型サービス	0 人	12 人	12 人
住宅改修	536 人	616 人	709 人
居宅介護支援	40,936 人	43,670 人	46,404 人
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	7,962 人	8,562 人	8,739 人
介護老人保健施設	4,932 人	4,944 人	4,956 人
介護療養型医療施設	1,458 人	1,458 人	1,458 人

(注) 単位は、給付費推計に用いる単位を記載しています。

② サービス種別ごとの給付費の見込み

<介護予防サービス>

(単位：円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	121,520,737	130,160,414	138,800,096
介護予防訪問入浴介護	402,395	407,113	411,830
介護予防訪問看護	14,156,724	14,848,248	15,539,772
介護予防訪問リハビリテーション	3,617,889	3,771,529	3,925,167
介護予防居宅療養管理指導	7,735,371	8,763,686	9,928,702
介護予防通所介護	143,228,504	150,326,601	157,424,700
介護予防通所リハビリテーション	63,602,119	67,006,789	70,411,457
介護予防短期入所生活介護	1,875,150	1,901,979	1,928,807
介護予防短期入所療養介護	1,719,340	1,752,290	1,785,241
介護予防特定施設入居者生活介護	64,235,578	68,359,985	72,349,674
介護予防福祉用具貸与	24,279,008	25,360,136	26,441,262
特定介護予防福祉用具販売	3,284,489	3,777,163	4,343,737
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	487,368	570,221	667,158
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,005,313	1,024,579	1,043,846
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,525,716	1,525,716	1,525,716
住宅改修	29,929,307	34,418,704	39,581,509
介護予防支援	53,430,566	56,906,084	60,381,602
小 計 (I)	536,035,574	570,881,237	606,490,276

<介護サービス>

(単位：円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス			
訪問介護	1,118,779,370	1,202,871,558	1,286,963,744
訪問入浴介護	195,880,893	223,515,245	251,149,597
訪問看護	337,817,303	369,487,231	401,157,159
訪問リハビリテーション	24,266,654	25,089,584	25,912,515
居宅療養管理指導	110,238,062	117,208,796	124,179,530
通所介護	1,137,538,274	1,194,226,361	1,250,914,449
通所リハビリテーション	578,944,199	601,371,455	623,798,710
短期入所生活介護	313,016,111	326,272,120	339,528,129
短期入所療養介護	158,054,608	165,910,410	173,766,214
特定施設入居者生活介護	1,149,387,803	1,224,621,866	1,307,125,662
福祉用具貸与	368,509,573	392,225,861	415,942,149
特定福祉用具販売	18,043,791	20,750,360	23,862,913
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	289,025	289,025
夜間対応型訪問介護	22,963,313	25,275,776	27,588,239
認知症対応型通所介護	137,331,753	138,987,932	140,644,111
小規模多機能型居宅介護	49,135,912	52,124,005	55,112,099
認知症対応型共同生活介護	418,727,019	487,389,200	562,306,228
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	64,202,873	135,577,763	135,577,763
複合型サービス	0	289,025	289,025
住宅改修	51,312,309	59,009,155	67,860,529
居宅介護支援	574,747,322	611,054,731	647,362,140
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	2,087,031,988	2,244,230,517	2,305,108,768
介護老人保健施設	1,359,133,307	1,362,566,365	1,366,008,093
介護療養型医療施設	575,968,369	575,968,369	575,968,369
小 計 (Ⅱ)	10,851,030,806	11,556,312,710	12,108,415,160
総給付費 (Ⅲ) = (Ⅰ) + (Ⅱ)	11,387,066,380	12,127,193,947	12,714,905,436

(3) 施設整備

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設入所希望者の中で、さまざまなサービスを利用しても在宅生活を継続することが困難な高齢者のために、平成22年度から整備を進めている介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の開設を目指します。

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病院での治療が終了し状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行なうための施設で、市内に4か所あり、安定的なサービス提供がされているため、新たな整備は見込んでいません。

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

小規模特別養護老人ホームは、入所定員が29名以下の規模による地域でのサテライト施設としての役割が期待されますが、第5期計画では上記の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に併設して整備を進めます。

④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、日常生活圏域ごとの計画的整備が求められており、認知症高齢者を地域で支える重要な拠点となります。『第5期計画』では毎年度2ユニット（定員18名）を整備し、より身近なところでサービスを利用できる体制づくりを進めます。

⑤ 特定施設入居者生活介護施設（有料老人ホーム）

特定施設入居者生活介護施設は、東京都が定める圏域内（北多摩南部圏域）の整備目標量を基本に、居宅サービスの特定施設入居者生活介護の給付実績の推移を見据えながら整備を進めます。

■第5期計画期間における施設整備

（単位：か所、（ ）内は定員）

区分	第4期末	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	7 (540)	8 (595)	8 (595)	8 (595)
介護老人保健施設	4 (486)	4 (486)	4 (486)	4 (486)
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（小規模特別 養護老人ホーム）	1 (20)	2 (42)	2 (42)	2 (42)
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	7 (114)	8 (132)	9 (150)	10 (168)

(4) 3年間の標準給付費見込み額

前記の総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額や高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加算した、平成24年度から平成26年度までの3年間の標準給付費見込み額は、約381億1,628万円になります。

■平成24年度～平成26年度の標準給付費見込み額

(単位：円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
総給付費	11,387,066,380	12,127,193,947	12,714,905,436	36,229,165,763
特定入所者介護サービス費等給付額	335,872,981	357,703,789	375,038,930	1,068,615,700
高額介護サービス費等給付額	198,436,715	211,334,548	221,573,302	631,347,565
高額医療合算介護サービス費等給付額	42,755,016	45,533,972	47,740,652	136,029,640
算定対象審査支払手数料	16,067,084	17,111,400	17,940,636	51,119,120

標準給付費見込み額	11,980,198,176	12,758,877,656	13,377,201,956	38,116,277,788
------------------	----------------	----------------	----------------	----------------

(5) 地域支援事業費

地域支援事業費については、保険給付費（総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額を加えたもの）の3%を見込んでいます。

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
標準給付費見込額－算定対象審査支払手数料	11,964,131,092	12,741,766,256	13,359,261,320	38,065,158,668
地域支援事業(上記の3%)	358,923,932	382,252,987	400,777,839	1,141,954,758
一次予防対象者把握・通所事業、一次予防事業普及啓発	151,923,932	173,252,987	191,777,839	516,954,758
包括委託	207,000,000	209,000,000	209,000,000	625,000,000

(6) 市町村特別給付費

市町村特別給付は、保険者が独自に定めることができる保険給付であり、独自サービス等として、要介護・要支援認定者に対して提供されるサービスです。

この市町村特別給付について、府中市では、これまでの介護保険事業計画の改訂においても検討してきたところですが、第1号被保険者の負担が生じることや、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加や、介護報酬の改定の影響及び新規の施設整備により給付費が増加する見込みであることも踏まえ、第5期計画でも市町村特別給付費は見込まないこととします。

4 サービス見込み量を確保するための方策

(1) 介護予防施策体制強化

平成19年に生活機能評価の評価基準を変更したことにより、二次予防事業対象者数は増加しています。また、普及啓発や地域での介護予防活動支援に取り組んできましたが、その必要性など市民の理解が十分進んでいません。

介護予防は、二次予防事業対象者だけでなく、元気なうちから健康づくりの一環として進めることが重要です。介護予防が必要な高齢者にサービスを提供できるよう、既存の介護予防施策を有効に活用するなど体制を強化していきます。

(2) 保健・医療・福祉・介護の連携によるサービスの充実

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増えつつあるなか、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、福祉・介護と医療の連携は重要な視点です。それには、福祉・介護関係者と医療関係者の連携、医療連携のための人材育成、福祉・介護と医療の情報の共有等をより充実させる必要があります。

推進にあたっては、医師会や歯科医師会、薬剤師会その他の関係団体と協働し、医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、要介護高齢者や家族等を支援できる体制づくりを充実させていきます。

(3) 福祉・介護人材の確保・支援

質の高い介護のためには専門性の高い人材の確保が不可欠ですが、介護職員の定着率が低いことに加え、介護を志す若い世代等も減っていることなどから、長期にわたる担い手不足が懸念されています。

府中市においても、引続き府中市社会福祉協議会とも連携しながら、今後国等が講じる対策に加えて、専門性をもった人材の定着確保に向けた支援を展開していきます。

(4) 事業者参入の促進策

今後は介護基盤を充実させていくための事業者参入の促進策を検討し、介護報酬の改定なども視野に入れ柔軟な整備計画を検討します。特に、認知症ケアについては、介護基盤の整備にあたって重要なポイントになることから、引き続き居宅・施設、地域密着型サービス全般にわたり、充実を進めるとともに、専門性の高い事業者や職員の育成を支援します。

(5) 広域的な連携、東京都への提言等

これまでも一市町村で困難な展開については、市長会での提言を行ってきています。今後も引き続き、府中市の立場を明らかにしながら提言を続けます。また、事業者参入の促進策など、必要に応じて近隣市等とも広域的な連携を図っていきます。

(6) 高齢者相互・介護経験者・多様な主体の支えあい、連携

今後、一人ひとりにふさわしい、よい介護のあり方を考え実践する試みが、まちづくりとして展開されるには、高齢者や介護の経験者、ボランティア・NPO、事業者等、多様な主体が支え合う仕組みづくりが必要であり、府中市はその支援を行っていますが、併せて入所等閉鎖的な施設を利用している方のために定期的に施設に伺い、利用者の要望、苦情の相談を受け、事業所及び市にその情報を伝え処遇等の改善を図るために介護相談員の派遣を実施しています。

(7) 保険者機能の強化

介護保険制度の円滑な運営のためには、制度改正の内容を的確に市民や介護サービス事業者に提供し、理解を深めることが重要です。そのためには、市民や事業者への情報提供をよりいっそう充実し、制度改正への迅速な対応を行います。また、介護サービスの提供が適正なものとなるよう、介護サービス事業者に対し介護保険制度に関する情報提供を「集団指導」において周知し、利用者の自立支援、尊厳の保持のために、介護サービスの質の確保と介護報酬請求等の適正化を図るために直接事業者に赴いて「実地指導」を行うなど、介護サービス事業者の育成支援と指導監査体制の強化を図るとともに、東京都が策定した「第2期介護給付適正化計画（平成23年度～平成26年度）」に基づき、給付の適正化事業を推進します。

また、介護認定審査会での検討が公正で質の高いものとなるよう、認定調査員研修の実施や審査会委員連絡会の開催などにより認定審査の充実を図り、要介護認定の平準化を進めます。

5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 前提となる諸条件

介護保険料は、介護保険総費用に対して65歳以上の第1号被保険者が負担する部分を、市町村民税の課税状況や前年の収入・所得に応じて負担するものです。

平成23年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、第5期介護保険料については、第1号被保険者の負担割合と低所得者の負担軽減を図るために所得段階区分が変更されるほか、介護保険料の上昇を抑制するため東京都の財政安定化基金の取崩しが行われます。

① 介護報酬の改定

『第5期計画』においては、介護保険制度の改正を踏まえ、高齢者が自立して地域で生活を送れるよう、介護サービスをはじめ、医療、予防、生活支援サービス、住まいが一体的に切れ目なく提供される体制（地域包括ケアシステム）を整備することが求められています。また、今後も介護予防と重度化の防止、認知症ケアを推進することが必要になっています。一方、介護分野は給与水準が他分野と比較して低水準であることや、離職率が高いことが指摘されており、介護職員の処遇改善が喫緊の課題となっています。

こうした諸課題に対応するため、介護報酬が改定されます。要介護・要支援認定者数の増加による自然増に加えて、介護報酬の引き上げが予定されていることから、第5期介護保険料は上昇することになります。

② 第1号被保険者の負担割合の変更

高齢化の進展に伴い、第1号被保険者の負担割合は平成24年度以降21%となり、第1号被保険者が負担する割合が高くなることを考慮して設定します。

③ 東京都財政安定化基金の取崩し

介護保険財政の安定を図るために、東京都全体の給付費見込み総額の0.03%を各保険者が給付見込み額に応じて東京都に設置された基金への拠出金として負担しています。

介護保険制度の改正により、介護保険料の急激な上昇を抑制するため、介護保険法附則第10条において定められている東京都財政安定化基金について、財政安定化基金として必要額を確保した上で余裕分については取崩し、各拠出者（各保険者）に返還できるようになりました。

府中市では、この市町村返還分を第5期介護保険料の上昇の抑制に活用することとします。

(2) 保険料の設定にあたっての考え方

① サービス見込量と保険料のバランス

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなります。要介護・要支援認定者の増加による給付増、サービスの必要性、施設整備計画等から今後の伸びを勘案します。

② 調整交付金に対する負担

調整交付金は、市町村間における介護保険の財政力の格差を是正するために、国が交付するもので、原則介護保険総費用の5%です。ただし、第1号被保険者のうち、75歳以上の後期高齢者の割合と、第1号被保険者の所得分布によって5%の割合が変化することになります。

府中市では、『第5期計画』における計画期間において、過去の実績や後期高齢者の増加等により、その割合を3.15%と見込みます。残りの調整交付金不足分は、第1号被保険者が負担することになります。

③ 介護保険給付費等準備基金の取崩し

介護保険給付費等準備基金は、給付費の上昇による財源の不足を補うための基金であり、平成23年度末現在の残高は3億3千万円程度と見込まれます。

介護保険制度では、介護保険財政を安定的に運営するため、計画期間内に必要な保険料は、その期間内で賄うことを原則としています。第5期介護保険料の上昇を抑制し、第1号被保険者の負担軽減を図るため、『第4期計画』までに積み立てられた準備基金を取崩して活用します。

④ 所得段階の見直し

現在、保険料段階の第3段階は、世帯全員が住民税非課税者であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超えている人が対象となっています。今回の介護保険制度改正により、低所得者の負担軽減を図るため、第3段階のうち、一定収入以下の方を特例第3段階として基準額に対する割合を軽減できることとします。

府中市では、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、課税層に対しては、より公平な所得段階となるよう各段階に該当する所得区分に見直すとともに、現在の第10段階の所得区分を細分化します。これに伴い、第5期の保険料段階は、12段階制、実質的には14段階制となります。

(3) 第1号被保険者の介護保険料

(2)の保険料設定にあたっての考え方に基づき介護保険料基準月額を算出すると、本来の保険料基準月額は、5,077円となります。

これに介護保険給付費等準備基金の取崩し額及び東京都財政安定化基金の取崩し額を繰入れることにより、第1号被保険者の月額の介護保険料は4,850円とします。新設する段階のうち、特例第3段階は介護保険制度の改正を踏まえたもので、第11段階と第12段階は所得の高い層を細分化するものです。

(4) 低所得者への対応

低所得者に配慮するため、第1段階、第2段階及び第3段階の保険料率は、これまでどおり国基準より0.05ポイント引き下げて設定しています。

また、生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難な方に対して、引き続き市が独自に介護保険料を軽減します。

■第1号被保険者の介護保険料

区 分	対 象 者	保険料率	月額（円）	年額（円）
第1段階	生活保護受給者及び市民税世帯非課税者で 老齢福祉年金受給者等	基準額× 0.45	2,175	26,100
第2段階	市民税世帯非課税者で、課税年金収入金額と 合計所得金額の合計額が80万円以下の者等	基準額× 0.45	2,175	26,100
特例 第3段階	市民税世帯非課税者で、第2段階に該当しない者で課税年金収入金額と合計所得金額の 合計額が120万円以下の者等	基準額× 0.60	2,908	34,900
第3段階	市民税世帯非課税者で、第2段階に該当しない者で特例第3段階に該当しない者等	基準額× 0.70	3,392	40,700
特例 第4段階	本人が市民税非課税者で同一世帯内に市民 税課税者がいる者のうち、課税年金収入金額 と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の 者等	基準額× 0.80	3,875	46,500
第4段階	市民税本人非課税者で同一世帯内に市民税 課税者がいる者で、特例第4段階に該当し ない者等	基準額× 1.00	4,850	58,200
第5段階	合計所得金額が125万円未満の市民税本人 課税者等	基準額× 1.10	5,333	64,000
第6段階	合計所得金額が125万円以上190万円未満 の市民税本人課税者等	基準額× 1.25	6,058	72,700
第7段階	合計所得金額が190万円以上400万円未 満の市民税本人課税者等	基準額× 1.50	7,275	87,300
第8段階	合計所得金額が400万円以上600万円未 満の市民税本人課税者等	基準額× 1.65	8,000	96,000
第9段階	合計所得金額が600万円以上800万円未 満の市民税本人課税者等	基準額× 1.75	8,483	101,800
第10段階	合計所得金額が800万円以上1,000万円 未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.85	8,967	107,600
第11段階	合計所得金額が1,000万円以上2,000万円 未満の市民税本人課税者等	基準額× 2.00	9,700	116,400
第12段階	合計所得金額が2,000万円以上の市民税本 人課税者等	基準額× 2.30	11,150	133,800

■第5期介護給付費と保険料の全体像

介護給付（居宅・施設・地域密着型サービス）
34,515,758千円（90.5%）

予防給付（居宅・地域密着型サービス）
1,713,407千円（4.5%）

区 分	費用（千円）
(1) 居宅サービス	17,598,328
①訪問介護	
②訪問入浴介護	
③訪問看護	
④訪問リハビリテーション	
⑤居宅療養管理指導	
⑥通所介護	
⑦通所リハビリテーション	
⑧短期入所生活介護	
⑨短期入所療養介護	
⑩特定施設入居者生活介護	
⑪福祉用具貸与	
⑫特定福祉用具販売	
(2) 地域密着型サービス	2,454,100
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
②夜間対応型訪問介護	
③認知症対応型通所介護	
④小規模多機能型居宅介護	
⑤認知症対応型共同生活介護	
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
⑧複合型サービス	
(3) 住宅改修	178,182
(4) 居宅介護支援	1,833,164
(5) 介護保険施設	12,451,984
①介護老人福祉施設	
②介護老人保健施設	
③介護療養型医療施設	

区 分	費用（千円）
(1) 居宅サービス	1,429,384
①介護予防訪問介護	
②介護予防訪問入浴介護	
③介護予防訪問看護	
④介護予防訪問リハビリテーション	
⑤介護予防居宅療養管理指導	
⑥介護予防通所介護	
⑦介護予防通所リハビリテーション	
⑧介護予防短期入所生活介護	
⑨介護予防短期入所療養介護	
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	
⑪介護予防福祉用具貸与	
⑫特定介護予防福祉用具販売	
(2) 地域密着型サービス	9,376
①介護予防認知症対応型通所介護	
②介護予防小規模多機能型居宅介護	
③介護予防認知症対応型共同生活介護	
(3) 住宅改修	103,929
(4) 介護予防支援	170,718

その他 1,887,112千円（5.0%）

区 分	費用（千円）
特定入所者介護サービス費等給付額	1,068,616
高額介護サービス費等給付額	631,347
高額医療合算介護サービス費等給付額	136,030
算定対象審査支払手数料	51,119

事業費見込総額＝標準給付費 38,116,278千円＋地域支援事業費 1,141,955千円＝39,258,233千円

【財源の内訳（千円）】標準給付費 38,116,278千円

第1号保険料	第2号保険料	国負担金	調整交付金	都負担金	市負担金
8,709,569 (22.85%)	1,053,720 (29.0%)	6,670,349 (17.5%)	1,200,663 (3.15%)	5,717,442 (15.0%)	4,764,535 (12.5%)

地域支援事業費 1,141,955千円（介護予防事業 516,955千円、包括的支援・任意事業 625,000千円）

	第1号保険料	第2号保険料	国負担金	調整交付金	都負担金	市負担金
介護予防事業	108,561 (21.0%)	149,917 (29.0%)	129,239 (25.0%)	(-) (-)	64,619 (12.5%)	64,619 (12.5%)
包括的支援・任意事業	131,250 (21.0%)	(-)	246,875 (39.5%)	(-) (-)	123,437.5 (19.75%)	123,437.5 (19.75%)

標準給付費の第1号保険料＋地域支援事業費の第1号保険料＝8,949,380千円

保険料段階 11段階制から 14段階制へ → 本来の保険料基準月額 5,077円

介護保険給付費等準備基金の取崩し 約3億円
東京都財政安定化基金の取崩し 約1億1千万円 → 第5期保険料基準月額 4,850円

